

知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

常勤の監査委員等の退職手当に関する条例（昭和33年3月28日条例第9号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧
<p>（在職期間の計算）</p> <p>第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、常勤の監査委員等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月を超える場合は、48月）による。</p>	<p>（在職期間の計算）</p> <p>第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、常勤の監査委員等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数_____による。</p>

知事等の退職手当に関する条例（昭和31年9月28日条例第54号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p>（退職手当の額）</p> <p>第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の60</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の45</u></p> <p>(3) 出納長 <u>100分の35</u></p> <p>(4) 管理者 <u>100分の30</u></p> <p>2 省略</p>	<p>（退職手当の額）</p> <p>第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の70</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の50</u></p> <p>(3) 出納長 <u>100分の40</u></p> <p>(4) 管理者 <u>100分の35</u></p> <p>2 省略</p>

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）の一部改正 第3条に係る部分

新	旧
<p>（退職手当）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、<u>100分の35</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、<u>100分の40</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 省略</p>